

# 十勝教育研修センター指導員設置規則

（平成 7 年 4 月 1 日  
教育委員会規則第 3 号）

## （設置）

第 1 条 十勝教育研修センター（以下「研修センター」という。）の研修事業推進のため研修センター指導員（以下「指導員」という。）を置く。

## （職務）

第 2 条 指導員は、教育委員会の命を受けて、次の職務を行う。

- （1）研修事業の計画に関すること。
- （2）研修事業の指導に関すること。
- （3）前各号に掲げるもののほか、研修事業の推進に必要な事項。

## （委嘱）

第 3 条 指導員は、教育委員会が委嘱する。

## （定数）

第 4 条 指導員の定数は 11 人とする。

## （任期）

第 5 条 指導員の任期は 1 年とし、再任することができる。ただし、補欠の指導員の任期は前任者の残任期間とする。

## （費用弁償）

第 6 条 指導員が職務のため旅行したときには、一般職職員の例により旅費を支給する。

## （委任）

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

## 附 則

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。